

# 江東区議会汚職防止対策等検討会記録

1 日 時 令和4年10月7日(金)  
午後0時58分 開会 午後1時41分 閉会

2 場 所 全員協議会室

## 3 出席者

(1) 議 員 ( ) は欠席

◎ 山本 香代子 (議長)	○ 石川 邦夫 (副議長)
さんのへ あや	二瓶 文隆
甚野 ゆずる	小嶋 和芳
若林 しげる	大嵩崎 かおり

(2) 事務局職員

事務局 長 原 俊二	事務局 次長 栗原 真一郎
庶務係 長 羽鳥 誠	議事係 長 岩瀬 規恵
調査係 長 若林 克彦	庶務係 員 上田 紗代
議事係 員 藤井 真章	

(3) その他の出席者

外部有識者 増田 亨  
( 弁 護 士 )

## 4 議 題 等

(1) 協議事項

- |                        |    |
|------------------------|----|
| ① 報酬条例の見直し(案)について…………… | 1  |
| ② その他……………             | 15 |

## 5 会議内容

別紙のとおり

## 6 提出資料等

- ・資料1 江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改め文
- ・資料2 江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

午後0時58分 開会

◎開会の宣告

○山本香代子会長 ただいまから、第3回目の汚職防止対策等検討会を開会いたします。

本日の検討会には、初回の検討会で御了解をいただいた増田弁護士に御出席をいただいておりますので、御紹介いたします。増田弁護士でございます。増田弁護士は、平成5年から10年まで、そして、13年4月から現在に至るまで、区民法律相談員を務められ、また、現在、本区の人権擁護委員としても御活躍されております。

なお、もうお一人の外部有識者の中山公認会計士さんにつきましては、本日、所用があり欠席でございますが、報酬条例の改正案について、御意見を頂戴しておりますので、後ほど事務局より報告をしてまいります。

---

◎協議事項1 報酬条例の見直し（案）について

○山本香代子会長 では、早速、議題に入ります。

協議事項1「報酬条例の見直し（案）について」を議題といたします。

事務局より、説明をお願いいたします。

○事務局次長 それでは、議題1、報酬条例の見直しについてでございます。

前回、当委員会にて、第1回の検討会にて事務局よりお示しいたしました報酬条例の見直し（案）の概要の内容で、条例改正案の作成を進めることを御決定いただきました。事務局にて文書係と調整し、条例案について作成いたしましたので、御報告いたします。

資料1が議案書であり、資料2が新旧対照表でございます。改正の内容につきましては、これまで御説明したとおり、議員が正当な理由なく、一定例会を丸々欠席、つまり、定例会や常任・特別委員会を全て欠席した場合は、その翌月から報酬を不支給とし、その後出席が確認できた月から支給を開始すること。また、議員が刑事事件の被疑者または被告人として、逮捕、勾留、その他身体を拘束する処分を受けた場合には、処分を受けた日から解かれた日までの期間の報酬の支給を停止し、無罪となった場合には支給をしていた分を支給、有罪となった場合には支給しない旨を定めたもの

でございます。

恐れ入ります、資料2の新旧対照表をお開き願います。

右側、条文の第4条4、5は長期欠席に関する規定、第4条の2につきましては、逮捕、拘留等による支給停止の規定、おめくりいただきまして、第8条につきましては、期末手当の減額等に関する規定となっております。

資料1及び2の説明は以上でございますが、本条例の改正に当たり、事前に委員の皆様より、外部有識者の方に確認したい点等の御質問をいただいておりますので、本日、増田弁護士に御出席いただいておりますので、御意見をいただくとともに、中山公認会計士には事前に質問内容等に対する見解をいただいておりますので、御報告いたしたいと存じます。

まず、1点目、二瓶議員より、前回の検討会において、逮捕、拘留等により報酬が停止となり、数年を経て無罪が確定した場合などにおいても、報酬を支払うことは可能かとの御質問を受けております。

こちらにつきましては、増田弁護士に御見解をお伺いしたいと思います。増田弁護士、よろしく願います。

**○増田亨弁護士** まず、1番目の停止された報酬については、権利を行使することができる日から10年、または、それを知ったときから5年というのが民法に定められていますので、通常はそれを知ったということが多いでしょうから、大体知ったときから5年まで、その請求ができるというのが私の意見であります。

それから、2番目の不支給について、それが法律的に何か問題がないかということについては、特に違法だということは何もありませんので、議会がきちっと定めていれば、それで有効だと考えます。

**○事務局次長** 増田弁護士、ありがとうございました。

すいません、先ほどの2点目の増田弁護士の今の御説明につきましては、別途、さんのへ議員のほうから、本条例改正の全般において、法的な問題はないかというところの御質問をいただいておりますので、その御見解を今、増田弁護士のほうで述べさせていただきますといたしたところでございます。

また、さんのへ議員のほうからもう1点、職員は長期欠席した場合は、給与の減額

規定があるんだけど、職員との公平性の観点からも、正当な理由があったとしても、長期欠席した場合は、一定期間欠席となる場合には減額規定を設けるという考え方もあるのではないかと御質問をいただいております。

こちらについて、中山公認会計士のほうに御意見をいただいておりますので、その内容について、御報告させていただきます。

「条例改正に際し、江東区議会として、議員報酬について職員との公平性に重きを置き、長期欠席の減額規定を設けることは何ら問題ないと考える。23区の規定の設置状況を見ても分かる通り、その対応は自治体ごとに異なっている。長期欠席による報酬の減額規定を設けている自治体もあるが、設けていない自治体もある。また、減額規定を設けている自治体でも、長期欠席の期間、減額率の設定は様々である。江東区議会として、職員との公平性を重要視し、規定を設けるか否か。規定を設けるならば、長期欠席の期間、減額率をどのように設定するかについて、十分な議論を行い、決定する事案であると考え」という旨の御意見をいただいております。

この件につきましては、事務局としても補足させていただきますと、今般、本区議会議員の逮捕、起訴を受けて、その再発防止対策を講じるために、逮捕、勾留時の報酬の在り方、また、正当な理由がなく長期欠席が生じた場合の報酬の在り方を、汚職防止対策検討会にて検討するという趣旨であるかと思っておりますので、早期の条例改正を目指していることから、今、事務局としては、この現在の改正案をお示ししているところでございます。

以上が、各委員からの御質問に対する御意見でございましたが、中山公認会計士より、本条例改正のうち、長期欠席による報酬の不支給の取扱いに関しまして、御意見を1点いただいておりますので、読み上げさせていただきます。

「現在の改正案においては、定例会の開会の日から閉会の日までを全て欠席した場合を長期欠席と定義し、長期欠席した場合には、一定の理由がある場合を除き、翌月から報酬を支給しないという規定となっている。議員報酬は給与ではなく報酬であり、定例会を全て欠席したことをもって役務の提供がなかったと考え、報酬を支給しないものと思われる。役務の提供がないという事実から考えると、本来は、定例会の閉会の日長期欠席が確定したことをもって、その月の報酬から停止することが妥当であ

と思われるが、議員報酬は当月分を当月15日に支給しており、不支給に対応することが実務上、難しいため、翌月から不支給とするものと個人的には解釈している。

翌月から不支給とする設定については、実務面を考慮すれば致し方ないと思われるが、そのような設定にしたため、第3回定例会、9月から10月を全て欠席し、長期欠席となった場合で、第4回定例会、11月から12月において、11月中に出席した場合には不支給となる月がない。つまり、長期欠席の条件を満たしたにもかかわらず、定例会が翌月から開催されるため、11月中に出席すれば不支給とはならない。不支給とならないのは第3回定例会を全て欠席した場合であり、他の定例会の場合には翌月に定例会の開催がないため、次の定例会の初日に出席したとしても、必ず1か月は不支給となる。

そもそも、この改定は長期欠席の場合の議員報酬の不支給について規定するものであり、正当な理由のない長期欠席の場合にはペナルティーを与えるべきであるという考え方に基づいていると思われる。長期欠席の要件を満たしていても不支給とならない場合があることについては、そのような考え方と整合性が取れていないのではないかと」 という御意見をいただいております。つまり、一定例会丸々休んだ場合に、その翌月より報酬が不支給となる規定なのですが、3定と4定の間の期間が短いことから、3定を丸々休んだとしても、正当な理由がなく休んだとしても、4定の初日に出席すれば、結果的に不支給の月はないということとなります。

このことにつきましては、他の定例会については、定例会と定例会の間に1か月以上間があるため、不支給になる月があるといったところで、一定例会全て欠席した場合に、翌月が不支給となる場合とならない場合が生じ、整合性が取れていないんじゃないかという部分の御指摘かと思えます。

また、中山公認会計士より、その措置として、例えば長期欠席の要件を満たした翌月は不支給とする規定を盛り込むなど、必ず1か月は不支給となるような検討をなされてもよろしいのではないかと御提案をいただいております。

なお、事務局といたしましても、今回の改正案の作成に当たりまして、シミュレーションの中で中山公認会計士より御指摘があった、不支給とならないケースが生じてしまうということは理解しておりましたが、参考としておりました東京都、あるいは

寝屋川市等についても本区と同様の状況が生じますが、特段その状況に対する措置を講じていないこと、また、役務を提供した月は報酬を支払うといった考え方の下、今、現行の条例改正案を御提案していたところではありますが、この点につきましては、本区議会として、どのように要件を設定するか、取り扱っていくかという判断の部分になるかと思っておりますので、中山公認会計士の御意見等を踏まえ、本区の取扱いについて、今回、改めて御協議いただければと思います。

事務局の説明は以上でございます。

○山本香代子会長 この件について、皆様から御意見を頂戴したいんですが。

○若林しげる議員 この汚職防止等検討会の中で、私たちが準備していた条例の在り方の一つに、有識者からこういうアドバイスをいただいて、やはり自分で考えたときに、そういうことも踏まえて準備する、盛り込んだほうがいいだろうと、私も今、そう思っております。ですので、そのアドバイスを、今回の条例づくりに対しては盛り込んだほうが私は適当と考えますので、自民党としては、そういう意見でまとめさせていただきます。

○山本香代子会長 ありがとうございます。ほかに。

○二瓶文隆議員 今、専門家の方の御意見をいただきました。ただ、ちょっと気になったのが、確かに報酬という概念は役務の提供ではあるので、ただ、役務の提供というのが、本当に定例会の出席のみをもって議員報酬の役務かとなると、非常にそこは疑問が生じているところでもあります。そこら辺は、ですからストレートに、定例会の出席のみを役務の提供とすべきではないのかなとは思っています。例えば、日頃の活動も、我々は負託を受けた議員活動の一環で、当然のことながら、それも役務の提供をしている行為だと思っておりますので、その一環の流れとして、この報酬が発生しているものと思われまますので、そこら辺が少し見解が私は違うところです。

あと、今日、弁護士の先生がいらっしゃっているようですけども、私の先ほどの質問で、基本的には推定無罪という原則で裁判が行われるべきだと思いますし、ただ、今、起訴、勾留されているということで、事実上、公務に出席ができない状態が続いているわけです。どこまで本人がやるか分かりませんが、場合によっては最高裁まで行くと、時間的にはかなり、こういう事件であれば、長くても3年、4年では決

着がついてくると思いますけども、今の5年というのは、あくまでも本人の請求権が5年で民法上は失われるという認識でよろしいのでしょうか。

○増田亨弁護士 そのとおりです。

○二瓶文隆議員 そうすると、これは規定の中では、何かここに盛り込まなくても、特に本人がこれを請求しなければ、これが無効になって、あえてこちらから積極的に返す必要はないという見解でよろしいですか。

○増田亨弁護士 そのとおりです。

○二瓶文隆議員 ありがとうございます。以上です。

○さんのへあや議員 私も中山公認会計士より御助言いただいた内容を条例改正の中で盛り込むべきなのかなと思っております。

実務上、こういった条例の、その中に特別な規定として定例会の間が1か月内で、こういった場合に、特別に、何て言うんですかね、この1か月前の定例会が欠席だったということをもって、翌月は支給停止とするという、その特例措置みたいなところは条例の中に盛り込めるか、そもそも盛り込めるのかどうかというところをお伺いさせていただきます。

○事務局次長 最終的に盛り込めるかどうかについては、本日の決定をもって、改めて文書係と調整して、最終確認を行ってまいろうかなと考えております。

以上でございます。

○大嵩崎かおり議員 何の理由もなく長期欠席した場合の、長期欠席の要件を満たした、中山先生の御指摘では、ペナルティーという形で、長期欠席という要件を満たした場合には、翌月の報酬を支給しないという、そういう規定が考えられるのではないかという御指摘なんですけれども、3定と4定の間は短いからそういう措置を設けたほうがいいのではないかということですが、これを設けた場合に、ほかの月では当てはまらないということですよ。

そうすると、そこで何かそごが生じたりしないのかどうかというのが1点と、それから、病欠の場合は診断書なりを提出するということですが、仮に虚偽の申請だったということが後から分かった場合の返還措置なりを設けておく必要はないのかどうか、その点をお聞きします。



○事務局次長　まず、他の定例会との考え方なんですけれども、例えば、江東区ですと、1定であれば3月に終わるわけで、例えば4月、5月は不支給と、例えば1定が全部、正当な理由なく欠席したとなった場合には、その翌月からなので4月から不支給となって、2定が始まる6月まで、6月に開催されるとして、それまでの間は不支給となりますし、例えば2定から3定の間も少なからず、8月などは定例会、委員会がないわけで、そこについては不支給となるといった形で、ほかの定例会の間については、少なからず1か月、もしくは2か月、1か月以上ですね、間が空きますので、不支給となる月が生じると。

ただ、3定と4定は、9月、10月と3定で、11月、12月と4定になりますので、この間に定例会が行われない月を挟まないというところになりますので、どうしても3定と4定の間だけ、3定を全て正当な理由なく欠席した場合に、本来であれば、11月から不支給となるんだけれども、4定の頭に出席した場合には、出席した月から報酬を支給するので、結果的に不支給となる月がないといった形になるので、そこがいわゆる他の定例会のときには、正直、ペナルティーという言い方が適切か分からないんですけども、そういう不支給となる月があるのに、3定の場合には、そういったことがないと。3定と4定の間には、不支給となる月がないことになると。

この辺の整合性を、中山公認会計士より御指摘をいただいている部分になるかなと思っております。なので、中山公認会計士としては、少なからず、それが1か月、ペナルティーとして1か月分の報酬を、例えば不支給とするような、先ほどの議事録から御指摘ありましたが、例えば、ただし、こういう条件が整った翌月については不支給とするような文言を追加することによって、例えば11月に出席したとしても、1か月は不支給となる月を設けてもいいんじゃないかと、そういう御提案でございます。それが先ほどの1点目になります。

2点目の病休、病休というか何というんですかね、細かくこういう場合にはこうする、こういう場合にはこうするというような条例の規定はなかなか難しいかなと思っております。結果的に、そのときに虚偽が判明した段階でそれを不支給にするのか、不支給にしないのか。そこは、いわゆる条例上、適切にどういうふうに取り扱うかというのは、そのときに判断しながら対応していく必要があるのかなとは考えておりま

す。

以上でございます。

**○大崎かおり議員** もう1つ、丸々定例会を無断で欠席するなり、出席できない、身体的な拘束を受けて出席しない場合は、翌月から報酬が停止なんですけども、例えば、次の定例会に1日でも出席していれば支給はされるわけですよ。これ、ちょっと確認なんですけども、今、3定と4定は1か月ないということで、ほかのところは、もう次の定例会、何にもないときってないんです。必ず出席する議会が、日程が入っているんです。

委員会があろうともなかろうとも議員報酬というのは支払われますよね。だから出席しているかどうかで支給するというよりも、議員という身分に対しての報酬になるわけですよ。すごく混乱するんですよ。

**○事務局次長** まず、一旦整理しますと、今の条例改正案は、先ほど御説明したとおり、二通りのパターンがありまして、1つ目が逮捕、勾留など身柄を拘束された場合の考え方なんですけれども、そちらについては、逮捕、勾留されて身柄を拘束された日から、それが解かれた日までの間の報酬を一旦停止します。それを、逮捕される前までの期間と、保釈なり、そういった形で身柄の拘束が解かれた日以降の報酬については、これは日割りでお支払いするというのが前提になっています。結果、保留になっていた停止分については、刑が確定した段階で払うか、払わないかを判断しますよというのが1つ目の逮捕、拘留の考え方です。

長期欠席については、それとは全く性質が異なっていて、一定例会中、丸々無断欠席、これは、定例会というのは、我々のほうの位置づけとしては、本会議と常任・特別委員会、こちらについて、全て一会期中に開催されるものについて欠席した場合には、いわゆる最終本会議の翌月からの報酬を不支給としますよというような、まず、この2つの規定を今、設けているところでございます。

その2つ目の不支給となる条件の中で、一定例会中の本会議と委員会に、これを全て欠席した場合には、先ほど議員は様々なお仕事がある、もちろん本会議だけでなく、地域での活動等々もあるかと思えます。もしくは、任意の会議体の出席等もあるかもしれないんですけれども、それはあくまで、条例上で定めた定例会の中の常任・特別

委員会なり本会議を全て欠席していることをもって、考え方によっては適正な役務を提供していないという判断の下、そういった状況である方については、その翌月から報酬を支給としようという取決めを、区議会のほうで、今回、取決め、考え方の下、今回、報酬条例を改正するといった立てつけになっておりますので、そう考えると、先ほど大嵩崎議員から御発言があった、全ての月に、そういった本会議と常任・特別委員会があるかという、そうではなく、例えば今年で言いますと、4月はもちろんないと。5月については、これは臨時会があるんですけども、臨時会は、これは4回の定例会に含まないので、これは今回、5月についても基本的にはないと。6月には会期がありますと。7月、8月には、そういった期間はないですと。そういった会議はないですと。9月、10月はあります。11月、12月はありますという形で、いわゆる連続しているわけではないんです、会期と会期の間が月として。なので、そうなった場合に、1つの定例会を欠席して、会期と会期の間に幾つか、何月かある場合には、そこは不支給にすることができるんですけども、3定と4定の間も月が連続しているので、その間に不支給とするべき月がないので、例えば3定の部分について、全て一定例会丸々無断欠席した場合には、少なくとも1か月、11月の定例会に出席したとしても、11月分は報酬を支給しないというペナルティーを与えてもいいのではないかと中山公認会計士からの御提案というか、御意見といったところになります。

以上でございます。

**○甚野ゆずる議員** 今の大嵩崎議員の質疑も含めて、大分整理がされてきたかなという感じがいたします。中山先生の御助言は、ぜひ取り入れるべき御助言ではなかろうかと思いました。皆さん同様、今まで御発言の皆さんはそうなのかなと思いますけども、私もそうかなと思いました。

ただ、ある種の特例的なことを入れるということなんだと思うんですけど、確認の1つは、例えば、2定が今年度は6月中に終わっていますけど、7月1日が最終になった場合、例えばですよ、あり得ると思うんですけども。つまり、中山先生の御助言というか、御推察のとおり、最終日をもって役務を提供しないという判断をするという立てつけなんだねということだとすれば、つまり、一定例会全部というのが、最後の判断は最終日、最終本会議だとすると、例えば7月の1日が最終本会議だとすれば、

7月の報酬は支給されると。8月から支給されないと、こういう、今の条例だと、そういうことだということですかね。

中山先生が途中におっしゃられたように、当月分を当月の15日に支払っているのだから、当月にやるのは実務的に難しいんだから致し方ないよねという、こういうお話だったんだと思うんですよね。だけど、7月1日だとすれば、実務的にできるんじゃないかなみたいなことを考えられなくはないのかなと、ちょっと思っただけなんです。分かりますか。

だから、つまり、そういうイレギュラーなケースを言い出しちゃうと、いかようにでもなると思うんですけど、その辺りをどう整理していくかなというあたり、中山先生の御意見も今、開陳されたわけで、ちょっと今後、文書係さんともいろいろ詰めていかなきゃいけないと思うんですけど、今の時点で、どうお考えになられるか、まず、1点、それをお聞きしたいと思います。

**○事務局次長** まず、一定例会を基準とするという考え方については、中山公認会計士からの御意見というより、当初、我々として、区議会としてそれを踏まえて、翌月から不支給とするといった形で規定を検討していますという内容を、中山公認会計士のほうにお伝えしたといった中で、中山公認会計士としては、先ほど言ったとおり、実務上の面から、そういった形で、定例会が終わった翌月から不支給といった部分については、実務面から致し方ないのではないかというところの御意見はいただいているんですけども、繰り返しになりますが、先ほど3定と4定の間に、そういう取扱いをすると、ペナルティーというか不支給とならない月があるので、そこについては、少なくとも1か月、ペナルティーとして支給をしないという考え方もあるのではないですか、というような御意見をいただいているといった状況です。

先ほど、甚野議員からの御指摘のとおり、例えば7月1日に最終本会議があった場合には、我々の今の条例案ですと、7月がいわゆる定例会の最終日になりますので、8月から不支給といった形で、例えば、6月、7月に開催があつて、その部分について全く、無断でというか、正当な理由なく欠席した場合には8月から報酬を不支給とするといった現状、条例の立てつけになってございます。

確かに6月で会期が終わる場合には7月、8月が不支給、7月で終われば8月のみ

不支給といった形で、そこについては会期の日程の都合上、そういった状況が起こり得るといって、何をもって全てが正しいかというのはなかなか難しい、いわゆるベストを探して、区議会としてどこが、ベストではないかもしれないけどベターかという部分について、御協議いただいた上で御決定いただくものかなと考えております。

以上でございます。

**○甚野ゆずる議員** やはりそうだなということが分かりましたので、先ほど申し上げたとおり、あらゆるケース、あるいは前回も申し上げたんですけど、あらゆるケースを想定することは事実上、無理でしょうし、またどれだけそれに時間をかけるということが、どこまでなのかということは、また、考えていかなきゃいけないと思うので、今回の条例案は、今日お示しをいただいたものを前提に、ただ、中山先生の御助言の部分は、ぜひ取り入れるべきではないかなとは思っています。重ねてそれは申し上げたいと思います。

今の話も聞いてというか、質疑もさせていただいて、改めて申し上げますと、この条例案の立てつけは、あくまでも現在の定例会のスタイルというか、つまり、年間に4回の定例会をやっていく中で、この場合はこうだねということをおくまで決めていくんだよということをお、改めて認識をしておいたほうがいいかなと。

つまり、例えば議会が議会として、いや、我々はこれから通年議会になりますと、しますというようなことが、もし議会制度のあり方検討会の中で、例えばですよ、なって、要は定例会ではなくても、通年議会だとなったら、この条例は全然生きてこない、こういうことなのかなと思うんですけども、その点を確認させていただいて、そうだと思うんですけど、確認させていただいて、だけど、それはまた、それはそうなったときに、条例のまた改正というか、検討しなきゃいけないよねと。こういう認識かなと僕は思うんですけども、いかがでしょうか。

**○事務局次長** まさに通年議会をやるようになった場合には、様々な条例に、私も全ての条例、どこに影響するかとかというのはもちろん検証はしていないんですけども、そういった様々、改正せざるを得ない、改正しなければならないというような条例が出てくるかと思っております、いわゆる整合性の観点と。もしも、万が一、将来的にそういった検討が進む場合には、報酬条例の内容についても適合しないという形になりますの

で、正しいというか、そのときに、またどういう在り方がよいのかという部分は議論をしなければならない部分になるかなと思っております。

以上でございます。

**○事務局長** 補足させていただきますけれども、役務の提供がないのをどのように判断するかというところに、事務局としても苦慮しまして、本区においては、4回定例会というのが条例で決まりまして、それをやっておりますので、同じように4回定例会をされている東京都を参考にして、このようにさせていただいたと。

もし通年制ということであれば、こういったことはできませんので、例えば90日欠席したとか、180日とか、あるいは365日とかというような基準を持っているところがございますので、そういったものに倣って、条例改正が必要だと思います。

ただ、定例会にした一つの理由ですけれども、できるだけ早くそういった対応をするべきだということが一つ出ておりまして、そういう意味では、90日というよりは、一定例会としたほうが早く対応ができるということで、今、4定例会ということで条例案をお示ししているところがございますので、状況が変われば、また改めて、条例改正に向けて議論していくということを考えているところでございます。

以上でございます。

**○小嶋和芳議員** まず、中山公認会計士の長期欠席の翌月は不支給について、これは賛成という立場から発言させていただきます。

役務の判断につきましては、年4回の定例会、これを単位として考えること、あとは、報酬につきましては、当月分は当月の15日に支給するという体制がありますので、その中での、制約の中での条例案につきましては、先ほど言いました、長期欠席の翌日は不支給については、これは賛成ということで考えております。

以上です。

**○大嵩崎かおり議員** そもそもものところに戻ってしまっても大変申し訳ないんですけども、本来、1回の欠席であれ、理由がない欠席というのは、本来あってはならないことだと思うんですけども、1回1回の病欠で診断書を出すというのは、もちろん難しい話だとは思いますが、仮に無断で欠席したということをもって、例えば、1回だけは来た。そうすれば報酬は支払うことになるわけですね。ただ、1回、もし

くは2回とか無断で欠席した場合に、報酬停止、身体的な拘束をされているときと同じような基準でやるとした場合に、何か不都合というか、そういうのはありますか。

○事務局次長　多分、日割りというか、1回欠席したらどうするかという取決めというのは、できなくはないかもしれないんですけども、それを期間、いつからいつまでの期間について支給をしないのかだとか、今回、逮捕、拘留の場合には、明らかに身柄が拘束されている期間が設定されていますので、その部分については、一旦支給を停止しましょうとなりますけれども、例えば、1回休んで、1回休んでからいつまでを不支給とするのかだとか、それを、いわゆる実務上そうなると、その月、報酬を支払った場合、実務上、それをどういうふうに取り扱うかだとか様々、いろいろと正直、先ほども申し上げたとおり、やり方というのはもちろん様々あるかと思うんですけども、ただ、そんな中で、我々としても他自治体の部分を参考にして、あるいは先ほどの報酬のいわゆる実務的な面、あるいは先ほど言ったとおり、我々も苦慮しました、じゃあ何をもって議員として活動していないのかというのは、我々としては今回、この会議の中では、一定例会、すなわち本会議と常任委員会、特別委員会に欠席した場合というような位置づけだとか、そういった、そういう考え方を諸々、総合的に含めて、我々として、今回、この改正案を提案させていただいたものでございますので、なかなか、じゃあ1日だったらどうするかという考え方というのは、それはそれで、かなりの整理といえますか、果たしてそれが明確に基準を設けられるかどうかも含めて、かなり議論を要するではないですけども、なかなか決め事として困難な部分があるのでないかと考えてございます。

以上でございます。

○二瓶文隆議員　それはまず、すごく理解できまして、基本的に条例改正というのはペナルティーの要素を多く含んでの議論のスタートだったと思うんですけども、これ、今はいろいろな、役務の提供に関してもいろいろ、確かに事務局長が言われているように、定例会をもって役務の提供とするという規定なら、それはそれで構わないと思うんですが、これ、万万が一、ちょうど弁護士の先生がいらっしやっているんですけど、確かにこれ、条例を我々が改正した場合に、労働債権じゃないですけども、もし不支給だった人が上位法か何かで、それは、この条例そのものが違法だと訴えられる

可能性というのは、あり得るものなんでしょうか。

○増田亨弁護士 訴訟を起こすことは自由なので起こされることは可能性はあるんです。ただ、具体的にそれが認められるかどうかは、この議員報酬が一体何なのか。つまり、労働債権と同じようなものなのかどうかというのが議論になると思うんですね。

ただ、それについては、報酬債権だと言われていて、国会議員の歳費とは違う。一定の行った業務に対する対価として、議員としての業務の対価として払われる報酬だということなので、それをどういうふうに制限するかというのは、結局最終的には議会が決めて、自由に決めていいという、不支給も含めて、自由に決めていいと考えます。

○二瓶文隆議員 突然の質問で失礼いたしました。ありがとうございました。

○山本香代子会長 よろしいですか。皆さんの大方の御意見は、いろいろ御意見ありましたけども、中山公認会計士さんから御助言、当然、不支給の月をつくる方向でまとめたいと思いますけど、よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山本香代子会長 そのようにさせていただきます。

具体的に1つ、もう具体的な例を言うと、このお話というのは、例えば、今、第3回定例会は、9月14日から10月21日までであって、この期間、1日も正当な理由がなくして欠席をした。けども、9月と10月は通常どおり報酬は支払われた。11月、第4回定例会、そう言いながら初日に来ました。そうすると、この助言通りだと、当然11月、本来、来たら報酬をいただけるところ、でも、あなたは9月、10月、全く来ていないよねということで、1か月不支給にするということで、具体的にはそれでよろしいですよ。

○事務局次長 中山公認会計士の御意見としては、そういった一定例会丸々、議長がおっしゃるとおり、出ていないという部分に対して、翌月から不支給となる月があるのに、そこの長期欠席の一応要件としているものに該当しているものであっても、翌月出てくれば、報酬を支払うというところに対して整合性が取れてないんじゃないかという御意見でしたので、議長がおっしゃるとおり、そこの部分については、少なくとも1か月は不支給となるというような、例えば出席されたとしても不支給となるよ



うな規定を設けたらどうかという御意見でしたので、議長の今の御見解と合致しているかと思っています。

以上です。

○山本香代子会長 具体的に言うと、そういうことになりますということでございます。

副議長、どうぞ。

○石川邦夫副会長 ちょっと1点だけ。今日、取りあえず、この条例案が前回、A4で1枚だったのが、文書係に見ていただいて、見るとA4で4枚ぐらい、様々な条例の整合性とかいろいろな形でつくっていただいて、たかだか1行ぐらいの修正かなとは思いますが、その修正をした場合に、文書係の確認とか、そういったのを含めていくと、10月21日の最終本会議に、この条例案に関しては、ちゃんと間に合うのかどうかだけは確認させていただきたいと思います。

○事務局次長 その日程に間に合うように、文書係と調整を図ってまいりたいと考えてございます。

○山本香代子会長 よろしいですか。それでは、先ほど申し上げたとおり、不支給の月をつくる方向で、これをまとめさせていただきたいと思います。

それで、次回、条例改正をまとめたいので、各会派の最終確認をまたお願いしたいんですが、一応今をもって決めてよろしいですね。分かりました。そうしますと、次回の検討会の日程なんですけども、10月12日木曜日、13時から開催いたしますので、御出席をよろしくお願いいたします。よろしいですか。

以上で、本件を終了いたします。

---

## ◎協議事項2 その他

○山本香代子会長 次に、協議事項2「その他」を議題といたします。

皆様から何かございますでしょうか。

○さんのへあや議員 次回の検討会までに、議員に対するアンケート案は、各会派の意見を取りまとめた上で、また案を再度御提示いただけるという理解でよろしいでしょうか。

○事務局次長 次回の開催が来週の早々ということで、事務局として準備が進むかどうかという部分については、今、ここで、12日に必ず出せるという状況まで固まっておきませんので、その部分については、出す、出さないも含めて、会長と御相談の上、対応させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○甚野ゆずる議員 ごめんなさい、その他ということなので、区のほうの検討会は、その後、どのような状況になっているかというのは把握されていらっしゃいますか。ホームページ上だと、まだ1回目の議事録というか、会議概要が出ているだけなんですけども、その後の状況など、もし把握されていれば、お示しいただければと思います。

○事務局次長 特に、まだ2回目を開催したという情報は入ってきておりません。

以上でございます。

○山本香代子会長 ほかによろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

---

#### ◎閉会の宣告

○山本香代子会長 では、以上で本件を終了し、検討会を閉会いたします。

午後1時41分 閉会